訪問看護重要事項説明書（医療保険）

1. 当社の概要

法人名	株式会社フェアチャイルド・コンタクト
所在地	岡山県岡山市北区今四丁目 9 番 23 号　第一今ビル
代表者氏名	三宅　咲枝
電話番号	086-239-7200
FAX 番号	086-239-3443
認可年月日	2020 年 4 月 1 日　（訪問看護指定通知日）

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ココロステーションミモ大阪中央事業所
所在地	大阪府大阪市中央区谷町 7 丁目 2-7
電話番号	06-6762-1870
FAX 番号	086-239-8444
事業所番号	訪問看護ステーションコード　94-90448
管理者氏名	千原　美果
サービス提供地域	（1）西日本旅客鉄道株式会社（ JR 西日本）が旅客営業規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する電車特定区間の「大阪環状線内」のうち、大阪環状線（大阪駅 天王寺駅 大阪駅）の内側にある地域。 ただし次の① および ② の沿線地域は除く。 ①桜島線（ JR ゆめ咲線）全線。 ②関西本線（大和路線）天王寺駅 JR 難波駅間の環状線内側地域以外の沿線地域。 上記に定める「大阪環状線」の各駅より半径１ｋｍ圏内の地域。 （2）地域外は相談により対応します。

3. 事業の目的

疾病等や障害により、看護師等の継続した援助を受ける状態にあり、主治医が訪問看護の利用を必要と認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

4. 運営の方針

(1) 訪問看護の実施に当っては、サービス対象者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。

(2) 事業の実施に当っては、地域の保険･医療･福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5. 事業所の職員体制　令和８年７月末現在

管理者	業務全般の管理	1 名
サービス担当者	看護師	6 名

6. 営業時間

営業日	営業日：月曜日～土曜日。 ただし、日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日および、お盆期間の 8 月 15 日と年末年始の期間（12 月 30 日～1 月 3 日）は除きます。
営業時間	月曜日から土曜日の午前 9:00～午後 5:00 ※ 同意の場合、24 時間の対応体制を整えています。

7. サービスの内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護の提供

利用者の居宅において、主治医の指示による訪問看護計画に基づき次の内容のサービスを行います。

① 病状及び障害の観察
② 清潔の保持、食事及び排泄等日常生活援助
③ 褥瘡の予防及び処置
④ リハビリテーション
⑤ ターミナルケア
⑥ 超重症児および準ずる病態患者の看護
⑦ 療養生活や介護方法の指導
⑧ 発達に応じた育児支援、指導
⑨ 人工呼吸器、在宅酸素、経管栄養、カテーテル等医療ケアの管理
⑩ 医師の指示による医療処置
⑪ 必要な事項及び関係機関との連絡調整
⑫ 訪問看護記録と主治の医師への報告

(3) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。(事業者の都合によりご要望にお応え出来ない場合があります。)

8. 利用者負担金

(1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく自己負担金と保険外利用料金です。別紙をご参照ください。(ご注意：医療保険制度の改定に伴い法定利用料は変更される可能性があります。また事業者が定める料金は変更される場合があります。)

(2) 利用者負担金は、毎月 15 日までに前月分の請求書を発送いたしますのでご確認ください。ご利用負担金のお支払い方法は、ご指定金融機関口座からの自動振替です。ご利用料金の振替日はご利用月の翌月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となっておりますので、振替日前に預貯金残高等をご確認ください。残高不足等でご利用料金の引落しができなかった場合には、ご利用料金に事務手数料:500 円（消費税別）を加算し別途ご請求させていただきますので、ご理解いただきますようお願いします。

(3) お支払方法が振込の場合、振込手数料はご利用者様にてご負担をお願いいたします。

9. サービスに関する苦情窓口

(1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については相談窓口で承ります。
指定訪問看護事業者：訪問看護ココロステーションミモ大阪中央事業所
管 理 者：千原　美果
電話番号：06-6762-1870
FAX 番号：086-239-8444

(2) 当事業所以外に、市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

10. 緊急時及び事故発生時の対応方針

(1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

11. 身体拘束の禁止

(1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

12. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

13. 虐待の防止

(1) 事業所は、児童福祉法その他関係法令に基づき、児童の権利擁護および虐待防止に努め、職員が対象者に対して身体的・心理的・性的・ネグレクト等の虐待に該当する行為を行うことを禁止します。職員による対象者への不適切な関わりや虐待が疑われる事案が発生した場合、事業者は速やかに事実確認を行い、必要に応じて関係機関への報告・相談等の適切な措置を講じます。

(2) 利用者その他の関係者による対象者への虐待が疑われる行為を職員が認めた場合、事業者は対象者の安全確保を最優先とし、児童相談所、市区町村、医療機関等の関係機関へ速やかに報告・相談を行うものとします。

(3) 対象者への虐待が認められ、サービス提供の継続が困難であると事業者が判断した場合、事業者は関係機関と連携の上、必要な措置を講じるとともに、利用契約の解除を含む対応を行うことができるものとします。

14. 訪問看護サービス利用に関する留意事項

医療保険による訪問看護とその他の訪問サービスの契約、サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、サービス全般に関して次の事項にご留意ください。

(1) 医療保険の訪問看護は、初回利用時に利用契約をお願い致します。また、初回利用時は、弊社担当従業員が業務の詳細を契約者様またはお子様の監護者様に確認しながら作業するため、必ずご在宅をお願い致します。

(2) 医療保険の訪問看護は、主治医の訪問指示書と訪問看護計画書によって実施します。担当する看護師等の職員は、医療保健各法上「対象者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこと」とされており、同居家族等に対する訪問看護サービスは禁止されています。契約内容、看護計画外の介助や見守り（当社の内規業務を除く）はお引き受け出来ませんので、予めご了承下さい。

(3) 医療保険が適用されない訪問等のサービスについては、サービス内容をご相談の上、お見積書をご提示し、都度契約者様と契約を締結致します。

(4) 安全管理上、サービス提供中は対象者様以外のお子様やペットはサービス居室への立ち入りを控えていただくことがあります。

(5) ご自宅の貴重品や金品の管理は、契約者様または監護者様にて責任を持って管理保管をお願い致します。特に、契約者様または監護者様が弊社サービス提供中にご自宅を不在にされる場合は、さらに厳重な貴重品、金品の管理をお願い致します。特にサービスの居室に貴重品や金品を放置することがないようお願い致します。

(6) サービス提供日は、原則ご在宅をお願います。やむを得ず外出の際はサービス終了予定時刻の10分前までにご帰宅いただきますようお願い致します。(サービス終了時間を経過しても、ご契約者様や監護者様が帰宅されない場合は、弊社規定の追加料金を請求させて頂く場合があります。)

(7) 契約者様または監護者様が外出の際には、原則として訪問看護サービス中のご自宅の電話や訪問者への対応は一切致しません。また予め、ご在宅のご家族や訪問看護サービス時間中にご帰宅予定のご家族の情報をお伺いすることがあります。

(8) 訪問看護サービスのご提供に必要な医療器具や医療材料などのご自宅備品、電気、水道、ガスはご自宅のものを無償にて使用させていただきますのでご了承ください。サービスに必要な医療機材の搬入や安全確保のため家具等の備品の移動をお願いする場合があります。また、大切なものを捨ててしまうことがないようにサービス提供中に出たゴミ等は、お客様のご指定の場所に置かせていただきます。

(9) 看護員等従業員が運転する社有車に契約者様やお子様等が同乗することは出来ません。また、契約者様等が運転する自家用車に訪問看護員等従業員が同乗することは出来ません。(弊社が緊急事態と判断した場合、この限りではありません)

(10) 台風等の天候不良や災害により、弊社の判断で予定の訪問サービスを延期または中止する場合がありますので、予めご了承ください。

(11) 著しい交通渋滞、公共交通機関の運行遅延等の諸事情により、訪問時間に間に合わないことがございます。10分以上の遅れが予想される場合には、ご連絡差し上げます。

(12) 訪問サービスを担当する看護師等の職員が、職務上の関係者より贈り物や飲食等のもてなしを受けることは禁止しております。ご理解とご協力をお願い致します。

(13) 契約者様や監護者様の要請の有無に関わらず、訪問サービスを担当する看護師等の職員は、金銭の貸借などの金銭の取り扱い、貴重品や金品、鍵等のお預かりは一切致しかねます。また、個人的な取決めを結ぶことはお控え下さい。

(14) 契約時のお打ち合わせにてご了承頂いた契約者様は、訪問時ご自宅の敷地内に弊社車両を駐車させて頂きます。お手数ですが、訪問予定時間までに駐車スペースの確保をお願い致します。なお、事前申し合わせで提示頂いた駐車スペースが、訪問時に利用出来ない場合であって、弊社の判断で有料駐車場を利用した場合には、駐車料金の実費をご負担いただきます。

本書の内容を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各１通を保有するものとします。サービス対象者が児童（児童福祉法第４条　満 18 歳に満たない者）の場合、監護権者を契約者と定めます。

重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスについて誠実に責任を持って実施します。

事業者	所在地	〒700-0975　岡山県岡山市北区今四丁目９番 23 号
	法人名	株式会社フェアチャイルド・コンタクト
	代表者名	三宅　咲枝　　㊞
	連絡先	電話番号：086-239-7200　FAX 番号：086-239-3443
	説明者	訪問看護ココロステーションミモ大阪中央事業所 管理者　千原　美果　　㊞

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について訪問看護ココロステーションミモより説明を受け、内容を確認しました。
私はこの契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

契約者	住所	〒　　-
	連絡先	①　　②
	氏名	㊞

※サービス対象者は契約者が署名代行

対象者	契約者との続柄		署名代行の理由	対象者が児童
	住所			
	氏名			